

平成 20 年 6 月 30 日
財 務 省

平成 20 年 7 月～9 月の流動性供給入札の実施方法

平成 20 年 7 月～9 月の市中金融機関への流動性供給入札は、下記の通り実施する。なお、平成 20 年度下期以降については、同入札の実施状況や市場関係者の意見も踏まえて今後決定する。

記

1. 対象銘柄

利付国債のうち、残存期間 6 年～15 年程度(残存期間 9 年～11 年程度の銘柄を除く。以下同じ。)及び 残存期間 16 年～29 年程度(残存期間 19 年～20 年程度の銘柄を除く。以下同じ。)の銘柄^(注)を対象とする。

(注)対象銘柄の内訳

- 残存期間 6 年～15 年程度
 - ・10 年第 258 回～第 284 回債
 - ・20 年第 24 回～第 33 回債及び 20 年第 43 回～第 61 回債
- 残存期間 16 年～29 年程度
 - ・20 年第 62 回～第 92 回債
 - ・30 年第 1 回～第 25 回債

2. 実施予定額等

実施予定額は毎月 1,000 億円程度とし、対象銘柄ごとの入札月は以下のとおりとする。ただし、市場環境等によっては予定を変更することがあり得る。

- 残存期間 6 年～15 年程度の銘柄 7 月
- 残存期間 16 年～29 年程度の銘柄 8 月及び 9 月

3. 入札参加者

国債市場特別参加者(財務大臣が、流動性供給入札への参加を認めることが適当でないと認めた者以外の者に限る)

4. 入札方式

入札に付す各国債につき、財務大臣が名称及び記号ごとに定める利回り(入札日と同日付の日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値表における当該国債の平均値の単利利回りとする。)をもとに、「希望利回り格差・コンベンショナル方式」による入札を行う。なお、募入決定の際、落札銘柄数は発行可能銘柄数を超えないこととする。

5. オファー時刻等

オファーは午前 10 時 30 分、応札締切りは正午、入札結果の公表は原則として午後 1 時 15 分に、それぞれ行う。ただし、募入決定の際、落札銘柄数を発行可能銘柄数以内とするために、「希望利回り格差・コンベンショナル方式」による入札結果にかかわらず募入外とする銘柄が生じる場合には、入札結果の公表時刻を午後 2 時に繰り下げることとし、その旨を午後 1 時 15 分に公表する。

6. 落札銘柄及び落札額の公表

流動性供給入札における落札銘柄及び銘柄ごとの落札額については、原則として入札日の午後 5 時に公表する。

7. その他

流動性供給入札において落札された銘柄は、落札月の 6 ヶ月後の月までは国債買入消却入札のオファー対象から除外する。

(以上)